

第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和5年8月3日(木) 10時45分～13時19分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事概要

(1) 労働者側から

- ・ 山口市消費者物価指数は、本年5月現在、同指数「総合」で105.8、前年同月と比べると3.6%上昇している。同指数「生鮮食品を除く総合」で105.6、前年同月比3.5%の上昇など、昨年から継続している物価上昇により、更なる生活者の支出が増加していることから、昨年以上の賃金引上げが必要である。
- ・ 「連合リビングウェイジ」で示された時間額1,020円を3年間で到達するためには、年間44円の賃金引上げが必要であり、目安額(40円)のプラス4円である44円の引き上げを提示する。

との主張がされた。

(2) 使用者側から

- ・ 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に定める「地域別最低賃金の原則」に沿って、3要素を勘案して納得感のある水準として決定されるものでなければならない。したがって、これら3要素に係る県内のデータや各種調査結果を評価し、一定の金額を導き出すことが必要であり、その上で、中賃において示された目安額を参考とし結論を得ることになる。
- ・ 物価上昇や人手不足等の厳しい事業環境の中で労働者の処遇改善は重要であるが、県内の大半を占める中小企業・小規模事業者の持続的発展との両立を図ることが重要である。

- ・ 引上げ率としては、県内中小企業の春闘の賃金引上げ率2.79%がより実情に近いと考えており、この春闘の賃金引上げ率に3月以降の物価上昇分0.8%を賃金引上げ率に加算した約3.6%から導いた32円を引き上げ額として提示する。
- ・ 「価格転嫁状況及び賃金引上げに関する調査結果について（山口県中小企業団体中央会）」が中小企業・小規模事業者の実態を示すものであるため、特に確認頂きたい。多くは労働力の確保・定着のため賃金引上げが必要であると認識があるものの、先行きは依然として不透明な状況が続くことから、定期昇給はともかくベースアップ等の賃金引上げは困難な状況である。

との主張がされた。